

※この法令は廃止されています。

**明治三十三年大蔵省令第五号**

明治三十三年大蔵省令第五号（国税犯則取締法第四条ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式）  
明治三十三年法律第六十七号（國稅犯則取締法第四条（租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式左ノ通相定ム

様式（用紙厚紙白紙日本工業規格B8）

第何号

取 税 官 吏 章

国税庁、何国税局又は何税務署

官 氏 名

何年何月何日生

何年何月何日交付

国税庁長官、何国税局長又は何税務署長  印

附 則（昭和二十三年七月二二日大蔵省令第六八号）

この省令は、昭和二十三年七月七日から、これを適用する。

附 則（昭和二八年八月三一日大蔵省令第七九号）

この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附 則（平成二二年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成一八年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄

この省令は、平成一八年三月三一日総務省・財務省令第一号）抄